

佐賀県建築設計・工事監理委託料算定基準

令和2年4月

佐賀県県土整備部建築住宅課

第1章 設計業務等積算基準

第1. 目的

この基準は、佐賀県が発注する建築物及びその附帯施設（以下「県有建築物等」という。）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成31年国土交通省告示第98号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

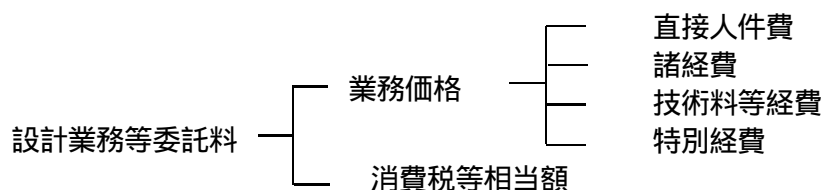
第2. 適用範囲

この基準は、県有建築物等に係る設計又は工事監理に関する業務（以下「設計業務等」という。）に適用する。

第3. 設計業務等委託料

1. 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



2. 設計業務等委託料を構成する費用の内容

1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

3. 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} (\text{設計業務等委託料}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ &\quad + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \end{aligned}$$

4. 設計業務等委託料を構成する費用の算定

1) 直接人件費

直接人件費は委託に付する業務（以下「委託業務」という。）に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$$

2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$$

4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

6) 端数処理

(1) 金額

上記1)～4)により算定した各経費については、それぞれ千円止めとする。

(2) 算定式における数値

算定式ごとに小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位止めとする。

第2章 設計業務等積算要領

第4 総則

1. 基本事項

本要領は、第1章の設計業務等積算基準に基づき、設計業務等委託料を積算するために必要な事項を定めるものである。

2. 設計業務等委託料の積算に関する事項

1) 業務人・時間数

(1) 設計に関する業務(以下「設計業務」という。)を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務(平成31年国土交通省告示第98号別添-1に掲げる設計に関する標準業務をいう。以下同じ。)及び追加業務(設計契約図書等に掲げる設計に関する追加業務をいう。以下同じ。)の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(イ)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(ロ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

(イ) 一般業務に含まれる業務

- ・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。)
- ・計画通知(建築基準関係規定(みなし規定を含む。))等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。)に係る関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)等に係る業務(申請手続及びこれに付随する詳細協議は除く。)
- ・工事費概算書の作成
- ・その他各種技術資料及び上記図書等の作成に必要な資料

(ロ) 追加業務となる業務

- ・積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴集、見積検討資料の作成、設計内訳書の作成)
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・計画通知(建築基準関係規定(みなし規定を含む。))等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)等は一般業務に含まれる。)
- ・各種法令・条例(建築基準関係規定(みなし規定を含む。))に係る法令・条例を除く。)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
- ・市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板の作成、設置報告書の届出)
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務

- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
 - ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
 - ・実験設備に係る検討
 - ・内部雷保護設備に係る検討
 - ・構内情報通信網設備に係る検討
 - ・音声誘導設備に係る検討
 - ・排水処理設備に係る検討
 - ・雨水・排水再利用設備に係る検討
 - ・蓄熱システムに係る検討
 - ・雪冷房設備に係る検討
 - ・既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における改修工事の設計に必要な設計図書の復元に係る業務
- (2) 工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（平成31年国土交通省告示第98号別添-2に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務をいう。以下同じ。）のうち工事監理契約図書等に定められた業務範囲に係る内容及び追加業務（工事監理契約図書等に掲げる工事監理に関する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。
- なお、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。
- ・完成図の確認
 - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
 - ・建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る業務
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- (3) 複数の棟の設計業務、工事監理業務を委託する場合の業務人・時間数は、必要に応じて、1棟ごとに算定したものを合計するものとする。
- (4) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務を分割して委託する場合の分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。
- (5) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

2) 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第5に示す算定方法は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の免許取得後3年未満若しくは同法第2条第3項に規定する二級建築士の免許取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いるものとする。

3) 建築物の類型等

別表1に示す建築物の類型は、その設計等が必要とされる建築物が通常想定される

用途を記載しているものであり、実際の算定にあたっては、設計等の内容や、実際の個別事情に応じて適切な区分を適用する。また、第4 2 . 4) に示す床面積についても、要求する設計等の内容等により適切に設定するものとする。

4) 床面積の合計および工事費

(1) 第5 2 . 2) \ 4 . 2) \ 6 . 2) における床面積の合計は、設計、工事監理の対象とする建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第5 2 . 2) の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

(2) 第5 4 及び6において、設計と工事監理を分離して発注する場合の床面積は、原則として、委託業務の対象となる工事の設計床面積とする。

(3) 第5 3 . 2) \ 5 . 2) \ 7 . 2) における工事費は、原則として、委託業務の対象となる建築改修工事又は設備改修工事の概算工事費とし、消費税等相当額及び設計の対象にならない部分の経費(敷地調査費、負担金等)を除いたものとする。なお、設計業務等委託料の算定にあたっては、計画上の工事費を用いることができるものとする。

5) 諸経費率

諸経費率は、1 . 1 を標準とする。

6) 技術料等経費率

技術料等経費率は、0 . 1 5 を標準とする。

7) 特別経費

特別経費は、第3 2 . (4) による。また、公共建築設計者情報システム(P U B D I S) への業務カルテ登録料等が含まれる。

3 . 契約変更の扱い

1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に著しい追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。

2) 計画上の床面積の合計その他の条件が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。

3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、原則として当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じた額に、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

第5 業務人・時間数の算定方法

1 . 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。

(業務人・時間数)

= (一般業務に係る業務人・時間数) + (追加業務に係る業務人・時間数)

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2 . から7 . に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

2. 設計業務に関する算定方法 1 (床面積に基づく算定方法)

1) 適用

この算定方法は、佐賀県建築設計業務委託共通仕様書を適用し、建築物の新築・増築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

2) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表 1 の類型に応じて次の算定式により、別表 2 に掲げる係数 a 及び b を用いて算定する。

$$A = a \times S^b$$

A : 業務人・時間数

S : 床面積の合計 (m²)

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次の算定式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、設計契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = A - (A \times (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定にあたり使用する業務細分率は別表 4 によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第 6 を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、4.2) を参照。

(3) 難易度係数による補正

別表 7 の (い) 欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、同表 (ろ) 設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乘じることにより補正する。ただし、各表において、(い) 建築物の欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(4) 複合建築物の算定方法

異なる 2 以上の用途に供する建築物で、別表 1 の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、必要に応じて、上記 (1) から (3) に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1) 又は (2) に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ (1) 又は (2) により当該業務に係る業務人・時間数を算定することができるものとする。

(1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成

- ・見積収集
- ・見積検討資料の作成
- ・設計内訳書の作成

$$\begin{aligned} & (\text{積算業務に係る業務人・時間数}) \\ & = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.2 \end{aligned}$$

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表4に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、2.2)(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

(2) 計画通知に関する手続業務

計画通知に関する手続業務を追加業務とする場合、構造適合性判定に係る手続及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続の有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数とする。

- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合 32人・時間
- ・構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合 24人・時間
- ・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合 16人・時間

3. 設計業務に関する算定方法2(工事費に基づく算定方法)

1) 適用

この算定方法は、佐賀県建築設計業務委託共通仕様書を適用し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実状に応じて別計上することにより、この算定方法によることができる。

2) 一般業務(ここでは実施設計のみを対象とする。)に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、別表3の工事区分に応じた当該工事の設計業務に係る想定図面を作成するに当たり必要となる業務人・時間数とし、次式により算定するものとする。

$$\begin{aligned} A' & = (\text{図面1枚毎の業務人・時間数}) \times (\text{想定図面枚数}) \times (\text{複雑度})^1 \\ A' & : \text{業務人・時間数} \end{aligned}$$

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次の算定式により算定する。

ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = A' - (A' \times (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の考え方は第6を参照

(3) 一般業務に係る設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1版型)を標準とする。)当たりの作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分(総合及び構造の合計)設備改修工事分のそれぞれについて、(イ)又は(ロ)による。

(イ) 建築改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = 12.540 \text{ (時間)}$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる図面1枚毎の業務人・時間数

$$\text{業務人・時間数} = 9.357 \text{ (時間)}$$

(4) 一般業務に係る想定図面枚数の算定

想定図面枚数は、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、次の算定式により算定する。

(イ) 建築改修工事分の設計に必要となる想定図面枚数

(想定図面枚数)

$$= 0.18501^2 \times (\text{建築改修相当工事費})^3 \wedge 0.4625 \times \text{補正係数}^4$$

(ロ) 設備改修工事分の設計に必要となる想定図面枚数

(想定図面枚数)

$$= 0.09103^2 \times (\text{設備改修相当工事費})^3 \wedge 0.5176 \times \text{補正係数}^4$$

(1) 複雑度は、業務の全体について、想定図面枚数に応じた適切な値を設定する。

(2) 建築及び設備の全体図面枚数及び見なし床面積の算定に必要な算定係数は平成30年度の値を参考に設定する。

(3) 工事費は、消費税等相当額を含まない金額を千で除した値とする。

(4) 補正係数は、別表3の工事区分に応じて設定する。

(5) 建築及び設備の設計に係る業務を単独で発注する場合

建築及び設備の設計に係る業務を単独で発注する場合は、それぞれの発注に応じた「総合」分の業務人・時間数を適切に配分することとする。

3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2.3)に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、積算業務に係る業務人・時間数は次の算定式より算定する。同式中の「実施設計に係る業務人・時間数」は3.2)(1)により算定される「一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数」とする。

(積算業務に係る業務人・時間数)

$$= 0.8872 \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$$

4．設計意図伝達業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）

1）適用

この算定方法は、新築・増築工事の設計業務の受託者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

2）業務人・時間数の算定

(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

(2) (1)によるほか、2.の算定方法を用いる場合は、別表4に掲げる業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実状に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

5．設計意図伝達業務に関する算定方法2（工事費に基づく算定方法）

1）適用

この算定方法は、改修工事の設計業務の受託者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

2）業務人・時間数の算定

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、設計業務の受託者と協議した内容その他の情報をもとに適切に設定する。

6．工事監理に係る業務に関する算定方法1（床面積に基づく算定方法）

1）適用

この算定方法は、佐賀県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用し、建築物の新築・増築工事の工事監理業務を委託する場合に適用する。

2）一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

別表1の類型に応じて次の算定式により、別表2に掲げる係数a及びbを用いて算定する。

$$B = a \times S^b$$

B：業務人・時間数

S：床面積の合計（㎡）

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次の算定式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、設計契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

(一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数)

$$= B - (B \times (\text{対象外業務率}))$$

(ロ) 対象外業務率の設定にあたり使用する業務細分率は別表5により設定する。ここで上記(イ)中、委託業務の範囲外となる業務の業務人・時間数は、一般業務に係る総業務人・時間数から、別表5の業務内容の項目ごとに、契約図書等によりあらかじめ定める対象外業務率をそれぞれ減じた数相当の業務人・時間数を差し引いたものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第6を参照。

(3) 難易度係数による補正

別表7の(い)欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合には、同表(は)工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、(い)欄に複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。

(4) 複合建築物の算定方法

異なる2以上の用途に供する建築物で、別表1の類型のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、必要に応じて、上記(1)及び(2)に定める算定方法に準ずる方法により算定することができるものとする。

3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、建築工事分(総合及び構造の合計)については(1)、設備工事分については(2)の算定式により算定することができるものとする。

(1) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$\begin{aligned} & \text{(業務人・時間数)} \\ & = 0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数})^{0.8718} \end{aligned}$$

(2) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

$$\begin{aligned} & \text{(業務人・時間数)} \\ & = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.008 \end{aligned}$$

ここで、(1)(2)の工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、6.2)(3)に定める難易度係数による補正は行わないものとする。

7. 工事監理に係る業務に関する算定方法2(工事費に基づく算定方法)

1) 適用

この算定方法は、佐賀県建築工事監理業務委託共通仕様書を適用し、改修工事の監理業務を委託する場合に適用する。

2) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式の(1)と(2)の合算により算定するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = (\text{見なし床面積による業務人・時間数}) + (\text{工事工期による業務人・時間数}) \end{aligned}$$

(1) 見なし床面積による業務人・時間数の算定

次式により算定する。

なお、この場合の床面積は、建築改修工事分は(イ)、設備改修工事分は(ロ)による。

$$\text{(業務人・時間数)} = (6.2)(2) \text{に準じ、算定した業務人・時間数}$$

(イ) 建築改修工事分の見なし床面積

委託業務の対象である改修工事に係る工事費の総額のうち、建築改修工事分の工事費から次の算定式により得られた値を床面積の合計と見なす。

$$(\text{見なし床面積}) = \left(\frac{\text{建築改修相当工事費}^3}{423.73^2} \right)^{1.0756}$$

(ロ) 設備改修工事分の見なし床面積

委託業務の対象である改修工事のうち、設備改修工事分の工事費から、次の算定式により得られた値を床面積の合計と見なす。

$$(\text{見なし床面積}) = \left(\frac{\text{設備改修相当工事費}^3}{56.76^2} \right)^{0.90638}$$

(2) 工事工期による業務人・時間数の算定

必要に応じて配置する技術者により、次の算定式により算定する。

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{実工期}^5 (\text{月数})) \times \text{技術者数} (\text{人}) \times 8 (\text{時間数})^6$$

- (2) 建築及び設備の全体図面枚数及び見なし床面積の算定に必要な算定係数は平成30年度の値を参考に設定する。
- (3) 工事費は、消費税等相当額を含まない金額を千で除した値とする。
- (5) 実工期は、日数を30日/月で除し、小数点以下を切り捨てた月数とする。
- (6) 時間数は8時間を基本とし、工事内容により設定できるものとする。

(3) 建築及び設備の工事監理に係る業務を単独で発注する場合

建築及び設備の工事監理に係る業務を単独で発注する場合は、それぞれの発注に応じた「総合」分の業務人・時間数を適切に配分することとする。

3) 追加業務に係る業務人・時間数の算定

6.3) に準じる。

第6 対象外業務率の考え方

1. 対象外業務率を設定できる条件

1) 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2.1) 又は2.2) に定めるところにより設定することができるものとする。

2) 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2.3) 定めるところにより設定することができるものとする。

2. 対象外業務率の設定の考え方

1) 設計業務の対象外業務率(第5-2の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表4に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務()が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合(以下、「項目別対象外業務率」という。)を、0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

発注者が標準図の電子データ等を受注者に提供し、当該電子データ等を利用することにより、図面作成に係る受注者の業務量が軽減できるときの軽減された業務を含む。

2) 設計業務の対象外業務率(第5-3の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、作成する当該業務の図面全体に係る設計業務について、既存の図面等を活用することにより受注者が行わない業務が占める割合として、図面全体について適切に設定した値とする。

3) 工事監理業務の対象外業務率(第5-6の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表5に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1.0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

ただし、別表5に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、業務全体の対象外業務率を、別表6に掲げる標準的な対象外業務細分率を用いて設定することができるものとするが、詳細は工事監理契約図書等の定めによる。

(1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

(2) 標準的に一部が委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」、「検査」、「承認」及び「助言」
- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査書類の作成等

4) 工事監理業務の対象外業務率(第5-7の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、2.3)に準じる。

また、業務内容の項目毎の標準的な対象外業務率についても、2.3)に準じる。

附則

この基準は、平成28年6月1日から適用する。

附則

この基準は、平成29年7月12日から適用する。

附則

この基準は、令和2年5月1日以降に公告又は通知するものから適用する。

ただし、既に設計業務を委託している業務については、この基準によらないことができる。

別表1 建築物の種類

建築物の種類	建築物の用途 第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号	体育館、武道場、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、 専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
第九号	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
第十号	病院、診療所等	総合病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、 研修所、警察署、消防署等

※1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の種類の混在する建築物は、本表には含まれない。

※2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別表2 建築物の類型による一般業務に係る標準業務人・時間数の算出に係る係数

建築物の 類型	建築物の 用途等	適用規模(参考)	一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数						
			設 計			工事監理			
			総 合	構 造	設 備	総 合	構 造	設 備	
第一号	第1類	130 m ² ≤ S ≤ 67,000 m ²	係数a	14.4090	2.0738	1.3217	2.1100	0.0675	0.6924
			係数b	0.5092	0.6528	0.6565	0.6290	0.8629	0.6061
	第2類	3,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数a	3.9616	0.6712	0.4393	1.8563	0.0177	0.1138
			係数b	0.7560	0.8200	0.8394	0.7387	1.0439	0.8805
第二号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数a	1.7919	1.5395	0.4703	1.5843	0.2141	0.2656
			係数b	0.8211	0.7414	0.8876	0.7433	0.7621	0.7982
	第2類	430 m ² ≤ S ≤ 39,000 m ²	係数a	9.6061	2.6989	1.4421	1.5843	1.5924	1.7281
			係数b	0.7027	0.7242	0.8321	0.7433	0.6055	0.6631
第三号	第1類	340 m ² ≤ S ≤ 10,000 m ²	係数a	2.0338	2.8137	2.1955	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.9273	0.7491	0.7979	0.9113	0.6704	0.8504
	第2類	3,500 m ² ≤ S ≤ 49,000 m ²	係数a	18.156	0.8372	8.6959	0.9646	1.1854	0.6952
			係数b	0.7264	0.9010	0.6898	0.9113	0.6704	0.8504
第四号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 48,000 m ²	係数a	1.3922	1.1125	0.7941	0.8301	0.3220	0.2062
			係数b	0.9559	0.8297	0.9166	0.8679	0.7929	0.9201
	第2類	390 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数a	10.949	3.9794	0.7941	4.2100	1.4033	0.2062
			係数b	0.7691	0.7147	0.9166	0.7365	0.6720	0.9201
第五号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 23,000 m ²	係数a	5.9513	0.8797	0.4473	0.5563	0.2265	0.1052
			係数b	0.7125	0.8008	0.9265	0.9122	0.7880	0.9223
	第2類	1,500 m ² ≤ S ≤ 80,000 m ²	係数a	16.474	4.1938	0.4473	0.5563	0.2265	1.7890
			係数b	0.6686	0.6690	0.9265	0.9122	0.7880	0.6414
第六号	第1類	190 m ² ≤ S ≤ 93,000 m ²	係数a	1.7686	0.3925	0.3359	0.4088	0.0934	0.0915
			係数b	0.9108	0.9631	0.9892	0.9379	0.9762	0.9822
第七号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 35,000 m ²	係数a	3.4519	1.0775	1.2988	1.0661	0.1855	0.3565
			係数b	0.8964	0.8682	0.8868	0.8967	0.9223	0.9028
第八号	第1類	1,400 m ² ≤ S ≤ 62,000 m ²	係数a	8.8042	6.9841	3.2411	2.1103	1.0055	1.7085
			係数b	0.7796	0.6323	0.7630	0.7806	0.6929	0.6743
	第2類	910 m ² ≤ S ≤ 33,000 m ²	係数a	27.977	5.4957	10.760	6.2629	0.6661	2.4718
			係数b	0.6711	0.6848	0.6697	0.6819	0.7519	0.6758
第九号	第1類	790 m ² ≤ S ≤ 9,500 m ²	係数a	2.9222	1.0259	0.6062	0.6105	0.1885	0.1538
			係数b	0.8921	0.8371	0.9712	0.9422	0.8822	0.9713
	第2類	4,400 m ² ≤ S ≤ 46,000 m ²	係数a	1.1646	1.0259	0.6062	0.1390	1.2168	0.1538
			係数b	1.0536	0.8371	0.9712	1.1514	0.6963	0.9713
第十号	第1類	260 m ² ≤ S ≤ 13,000 m ²	係数a	8.6230	2.6875	1.8553	1.3190	0.1256	0.2241
			係数b	0.7706	0.7150	0.8269	0.8441	0.9073	0.9121
	第2類	4,200 m ² ≤ S ≤ 100,000 m ²	係数a	10.703	12.060	1.8553	1.3190	1.6561	0.2241
			係数b	0.7578	0.5793	0.8269	0.8441	0.6404	0.9121
第十一号	第1類	140 m ² ≤ S ≤ 17,000 m ²	係数a	1.6720	0.3801	0.3274	2.2861	0.1765	0.1260
			係数b	0.9593	0.9814	1.0367	0.7833	0.8899	0.9986
第十二号	第1類	100 m ² ≤ S ≤ 6,400 m ²	係数a	6.1008	3.0896	1.2906	7.0433	1.5248	0.5688
			係数b	0.8633	0.7812	0.9222	0.6876	0.6802	0.8831
	第2類	410 m ² ≤ S ≤ 27,000 m ²	係数a	6.5589	4.1855	4.6036	7.8034	1.5071	1.5588
			係数b	0.8899	0.7699	0.8037	0.7171	0.7059	0.7773

別表3 改修設計業務に係る工事区分

I	単一工種の改修
II	複数工種に亘る改修工事(複数工種に亘る同一部位における重複工事の数)
III	設備工事を伴う改造等
IV	構造や設備などを含み、総合的な計画性を検討する必要がある改修工事

別表4 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	第1類			第2類			
		総合	構造	設備	総合	構造	設備	
基本設計に関する業務細分率	(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05
		(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5)基本設計図書の作成		0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07
	(6)概算工事費の検討		0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03
(7)基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	
実施設計等に関する業務細分率	(1)要求の確認	(i)建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02
	(3)実施設計方針の策定	(i)総合検討	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07
		(ii)実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03
		(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03
	(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	0.28
		(ii)建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
(5)概算工事費の検討		0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04	
(6)実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1)設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07
	(2)工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06

別表5 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	業務分野	総合	構造	設備	
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.02	0.01	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.01	0.01	0.01
	(2) 設計図書の内容の把握	(i) 設計図書の内容の把握	0.08	0.08	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.08	0.09	0.07
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.19	0.19	0.20
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.06	0.04	0.06
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.15	0.22	0.18
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.07	0.07	0.06
(6) 工事監理報告書等の提出		0.07	0.05	0.06	
工事監理に関するその他の業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02	0.02	0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		0.04	0.02	0.03
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.07	0.05	0.07
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.03	0.04	0.03
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.00	0.01	0.00
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡し立会い		0.02	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査立会い等		0.04	0.03	0.04
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	0.01	0.01	

別表6 工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率

	業務内容の項目		対象外業務細分率
工事監理に係る業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	-
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	-
	(2) 設計図書の内容の把握	(i) 設計図書の内容の把握	0.01
		(ii) 質疑書の検討	0.02
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	-
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	-
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		-
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.01
(6) 工事監理報告書等の提出		-	
工事監理に関するその他の業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		-
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		-
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.00
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.01
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	-
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.00
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.01	

別表7 設計及び工事監理に関する難易度係数

	(い) 難易度による補正の対象建築物	難易度係数	
		(ろ) 設計	(は) 監理
総合 (第3項)	特殊な敷地上の建築物	1.05	-
	木造の建築物(小規模なものを除く。)	1.35	-
構造 (第4項)	特殊な形状の建築物	1.15	1.25
	特殊な敷地上の建築物	1.15	1.20
	特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1.15	1.10
	特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.50	-
	免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	1.30	1.05
	木造の建築物(小規模なものを除く。)	1.65	1.40
設備 (第5項)	特殊な形状の建築物	-	1.35
	特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50
	特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1.25	1.45